

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

KANEFUSA CORPORATION

最終更新日:2015年12月24日

兼房株式会社

取締役社長 渡邊 將人

問合せ先: 総務部 TEL:0587-95-2821

証券コード: 5984

<http://www.kanefusa.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は持続的な安定成長を通して、経営環境変化に迅速に対応できる組織体制と透明性の高い健全な経営システムを構築・維持することを重点施策としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

[補充原則1-2-2]

現在まで、招集通知を株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet等において電子的公表はしておりませんが、今後は発送前の電子的公表を実施する予定であります。

[補充原則1-2-4]

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳につきましては、機関投資家・外国人株主比率の推移等を勘案しつつ、引き続き検討してまいります。

[補充原則3-1-2]

英語での情報の開示・提供については、外国人株主比率の推移等を勘案しつつ、引き続き検討してまいります。

[原則4-2、補充原則4-2-1]

現在、中長期的な業績連動報酬や自社株報酬の導入はしておりませんが、取締役の業績向上意欲をより高めるための報酬体系を引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

[原則1-4]

当社は取引先や購買先との強固かつ長期的な協力関係を構築するため、政策保有株式を保有することができます。政策保有株式については、取締役会において毎年定期的に保有の意義を検証します。また、政策保有株式に係る議決権の行使については、株主価値の向上に資するものであるか等を総合的に判断して適切に行使いたします。

[原則1-7]

当社は取締役との利益相反取引については、会社法に従い取締役会での決議を求めております。

[原則3-1]

(1)会社の目指すところ(企業理念)や経営戦略、経営企画

当社のホームページおよび株主向け報告書において開示しております。

ホームページURL <http://www.kanefusa.co.jp/>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、各取締役の役位、在勤年数等をもとにして基準を定めた内規を作成し、その基準をベースとして当期の業績及び業績への各取締役の貢献度などの諸般の事情を勘案して、株主総会で決議された総額の範囲内において取締役会で決定しております。

(4)取締役等の指名・選任を行うに当たっての方針と手続

取締役の指名については、役員規程に基づき取締役候補者の条件を満たしたものを取り締役会の決議により提案し、株主総会の決議により選任されます。

経営陣幹部の選任については、役員規程に基づき取締役会の決議により選任されます。

(5)個々の指名についての説明

取締役の指名についての説明は株主総会招集ご通知に個別の経歴を記載しております。

[原則4-1-1]

取締役会の決定事項については、定款および法令に定めるほか取締役会規程に定めております。それ以外の業務執行の決定については、職務権限規程等の社内規程に定めております。

[原則4-9]

社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める要件、および金融商品取引所の定める独立役員の独立性基準を満たす者としております。

[補充原則4-11-1]

当社の取締役会は、社内外から知識・経験・能力に偏りがないよう営業・技術・生産・管理部門からバランス良く備えることとし、適切かつ機動的な意思決定と職務執行の監督を両立できる適正な規模とすることを基本としております。また、取締役の選任については役員規程に基づき、取締役候補者の条件を満たした者を取締役会の決議により提案し、株主総会の決議により選任しております。

[補充原則4-11-2]

取締役の他の上場会社の役員の兼任状況については、毎年「株主総会招集ご通知」に記載しております。

[補充原則4-11-3]

各取締役から取締役会の運営方法等に関する評価・意見を確認し、適宜取締役会全体の実効性について分析・評価を行うことで、実効性の確保に努めています。

[補充原則4-14-2]

新任取締役については、取締役として遵守すべき法的な義務・責任等について認識を深めるために役員研修を実施しております。また、その他の取締役については必要に応じて当社の費用負担にて外部研修機関や交流会に参加する機会を設けることとしております。

[原則5-1]

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りとなっております。

(1)株主との対話を統括する取締役

取締役総務部長

(2)IR体制

IRを担当する部門を総務課とし、株主との対話を補助する部門間で緊密な連携をとっております。

(3)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

代表取締役による決算説明会の実施、名証IRエキスポへの出展等

(4)フィードバックのための方策

株主との対話の内容は、必要に応じて取締役総務部長が取締役会等に報告しております。

(5)インサイダー情報の管理に関する方策

内部情報管理規程を定め、インサイダー情報の漏洩防止に努めるものとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大口興産株式会社	2,299,056	16.06
渡邊 裕子	1,240,056	8.66
太田 万佐子	1,201,256	8.39
兼房従業員持株会	796,888	5.56
渡邊 浩	743,900	5.19
渡邊 美奈子	725,500	5.06
渡邊 将人	426,317	2.97
太田 正志	403,234	2.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	359,000	2.50
株式会社りそな銀行	200,000	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部、名古屋 第二部

決算期

3月

業種

金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情**

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 駿河建設株式会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
辻中 修	公認会計士										
鮎澤 多俊	弁護士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻中 修	○	○	――	公認会計士の資格を有し、財務および会計に精通しており、高い識見と幅広い経験があり、独立性および客観性を確保した監査・監督が実施できると判断し、社外取締役に選任しております。尚、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当ではなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断した事から、独立役員に指定しております。
鮎澤 多俊	○	○	――	弁護士の資格を有し、企業法務に精通しており、高い識見と幅広い経験があり、独立性および客観性を確保した監査・監督が実施できると判断し、社外取締役に選任しております。尚、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当ではなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断した事から、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
--------	---------	----------	----------	---------

監査等委員会	3	1	1	2 社内取締役
--------	---	---	---	---------

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として内部監査室を設置しております。なお、他の取締役からの独立性および指示の実効性を確保するため、監査等委員会の職務を補助する社員の人事考課および異動については、事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、内部監査室は、監査報告会等の定期的な会議を含め、必要に応じて随時情報及び意見の交換を行うことで連携を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する なし
任意の委員会の有無

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 実施していない
施策の実施状況

該当項目に関する補足説明

インセンティブ制度は、視点が短期的なものとなり易いとの判断から、現時点では導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、取締役報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方

針の有無	なし
------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制に関しましては、総務部が担当しております。取締役会開催案内、当該資料の事前送付等を行う等連絡を密に取り合って意志の疎通を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監査・監督については以下の委員会や会計監査人による監査を経て行なっております。

【取締役会】

目的: 経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督
開催頻度: 月1回
構成員 : 取締役

【常務会】

目的: 重要事項の審議および報告
開催頻度: 適宜
構成員 : 社長、専務、常務

【役員連絡会】

目的: 重要事項の審議および報告
開催頻度: 週1回
構成員 : 取締役(監査等委員であるものを除く)、常勤監査等委員

【監査等委員会】

目的: 監査・監督に関する重要事項の報告、協議および決議
開催頻度: 月1回
構成員 : 監査等委員

【会計監査人による監査】

監査法人: 有限責任監査法人トーマツ
公認会計士の氏名: 水野信勝、神野敦生

【責任限定契約の内容の概要】

当社は監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額又は当該契約で定める額とのいずれか高い額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

以下の理由により、監査等委員会設置会社を選択しております。

- ・取締役会での議決権を持つ、自ら業務執行をしない社外取締役を活用することにより、取締役会の監督機能の強化を図るため。
- ・重要な業務執行の決定を取締役に委任することにより、業務執行の迅速化を図るため。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

株主の利便性を考慮し、第一集中日を外した株主総会を設定しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

名証IRエキスポに例年出展しております。

なし

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

東京において定期的に決算説明会を実施しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

決算短信、事業報告等を掲載しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

ISO14001認証取得をして全社をあげて環境保全活動に取組んでおります。

ステークホルダーに対する情報提供に
係る方針等の策定

平成19年10月に策定した「行動規範」において、全てのステークホルダーの皆様に企業情報を
適宜かつ公正に開示することとしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制基本方針】

当社は、以下の通り、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社およびグループ会社の取締役および社員が法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための行動規範として、「兼房グループ行動規範」を定め、代表取締役社長が繰返しその精神を取締役および社員に伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

総務部はコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、各部門責任者にその部門の社員に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取締役会に報告されるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を以下の文書(電磁的媒体を含む。以下同じ。)に記録し、保存する。取締役は常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ・株主総会議事録と関連資料

- ・取締役会議事録と関連資料

- ・取締役が主催するその他の重要な会議の議事録の経過の記録または指示事項と関連資料

- ・取締役を決定者とする決定書類および付属書類

- ・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社におけるリスク管理については、リスク管理規程を整備し実施するものとする。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティーおよび輸出管理等の係るリスクについては、職務分掌規程による担当部署にて、規程・基準類の制定、研修の実施、要領の作成・配布等を行うものとする。組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は総務部が行うものとし、統括責任者を総務部担当常務取締役とする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。なお、統括責任者は、リスク管理に関する事項を定期的に取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営管理システムを用いて当社およびグループ会社の取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。各部門担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標と効率的な達成の方法を定め、ITを活用したシステムによりその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。なお、取締役会はその業務執行状況を監督する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社における内部統制の構築を目指し、当社は総務部、グループ会社は関係会社管理規程に定める主管部門を担当部署とし、当社およびグループ会社間での職務の執行に係る報告、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。当社取締役、グループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社の内部監査室は、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、その結果を担当部署および被監査部門責任者に報告し、担当部署は必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。また監査等委員は内部監査室および会計監査人との緊密な連携等的確な体制を構築する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制、その取締役および使用人の他の取締役からの独立性ならびにその取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として内部監査室を設置する。なお、他の取締役からの独立性および指示の実効性を確保するため、監査等委員会の職務を補助する社員の人事考課および異動については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

7. 監査等委員会に報告をするための体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

代表取締役社長および取締役は、取締役会等の重要な会議において隨時その担当する業務の執行状況の報告を行う。また当社およびグループ会社の取締役および社員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社の業績に重大な影響を及ぼす事項または怖れのある事項ならびに内部監査の実施状況等の内容を速やかに報告するものとする。また、総務部はグループ会社の取締役および社員からの報告を受けた際にはその内容を速やかに監査等委員会に報告するものとする。なお、公益通報者保護規程に基づく報告を行った者、および本条に基づく報告を行った者は不利益な取扱いを受けないこととする。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は監査等委員会、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。また監査等委員および監査等委員会は、会計監査人との定期的な意見交換会を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

兼房グループの役員・従業員の行動規範である「兼房グループ行動規範」に、反社会的勢力に対して利益供与を行わない事および反社会的勢力からの不当な要求には応じない事を掲げ、反社会的勢力からの不当な要求に対して、毅然とした態度で対応することとしております。また、総務部が外部の専門機関や警察と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、社内への注意喚起を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

